



短期社債 (電子CP)振替制度の開始について

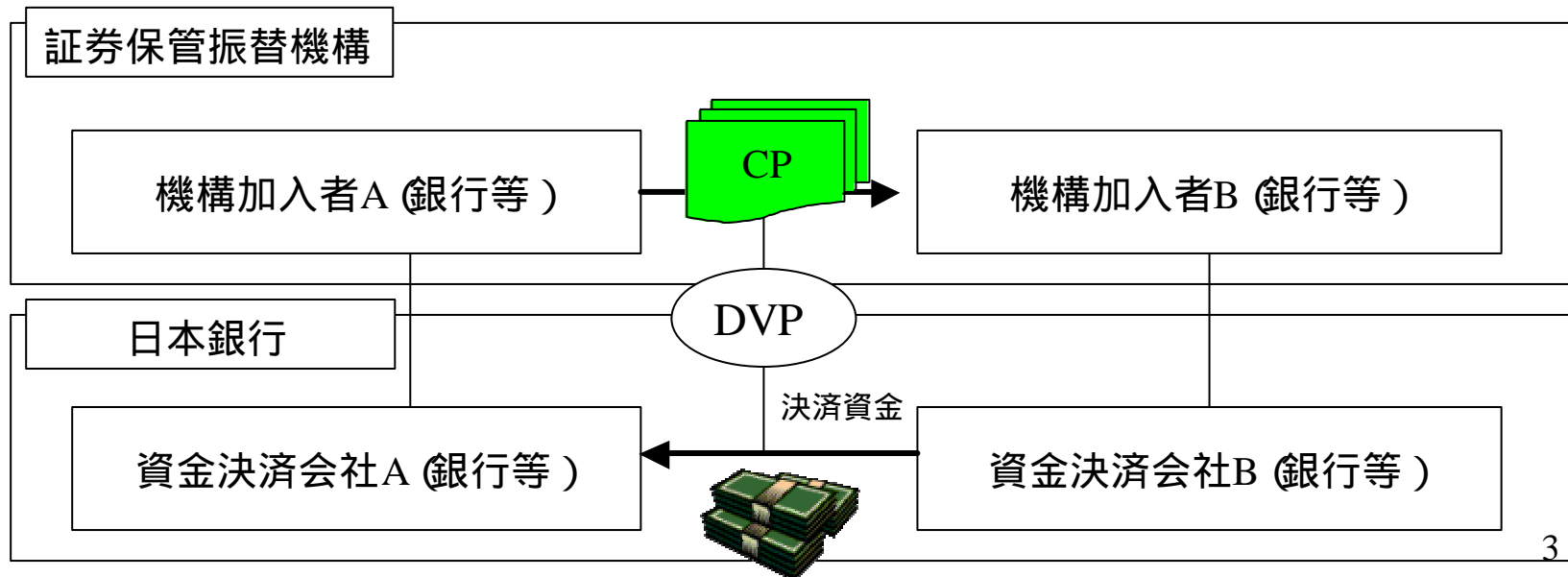
平成 15年 3月 31日より 電子CP (コマーシャルペーパー)の取扱いが開始されました。 電子CPは、社債等の振替に関する法律に基づき、証券保管振替機構 (保振)にて取り扱う最初のペーパーレス証券です。

1.電子CPとは

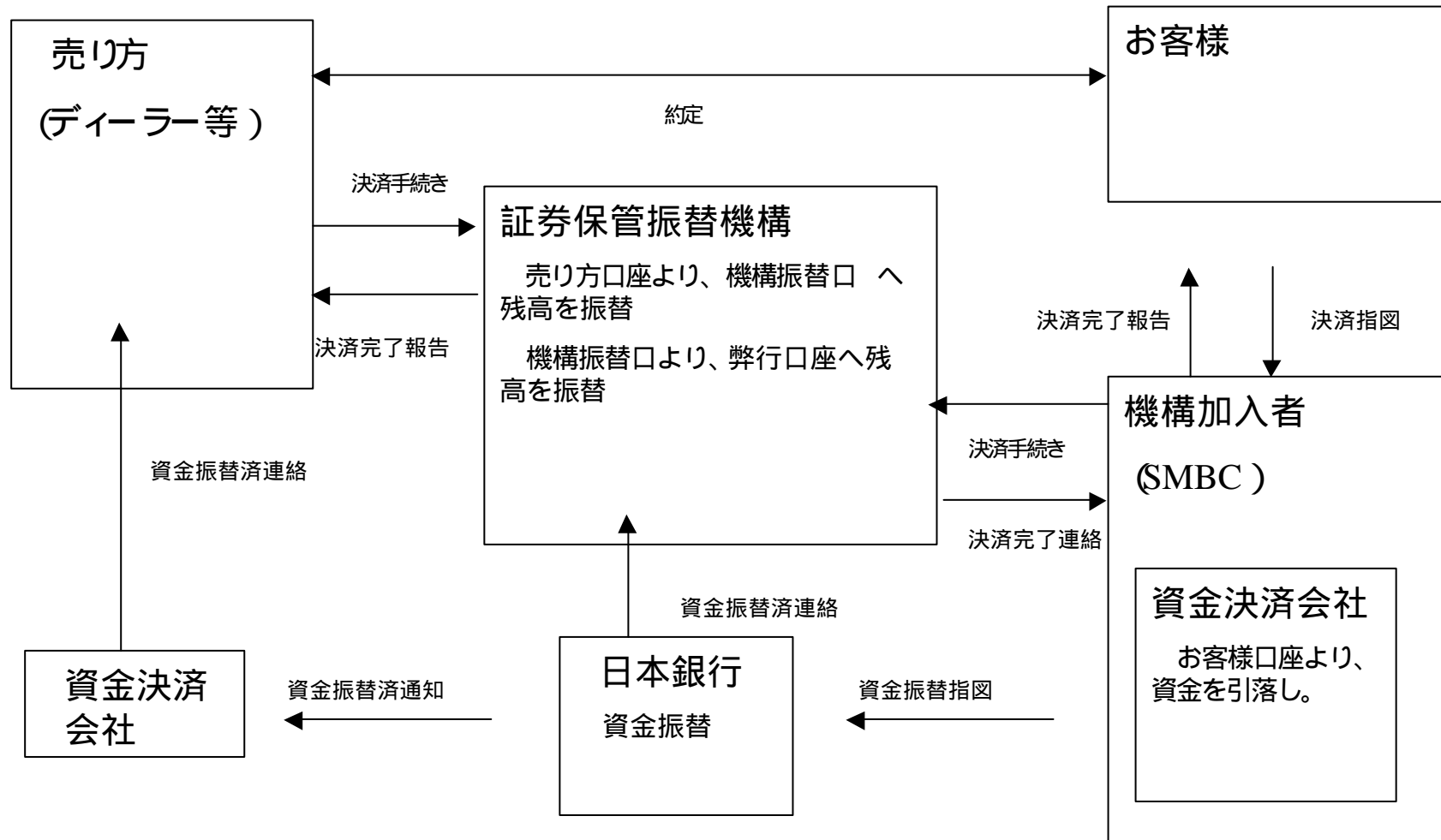
- (1) 従来、CP (コマーシャルペーパー)は手形として流通していましたが、平成15年年 3月 31日より保振において電子CP取引が開始されました。電子CPはペーパーレスの有価証券として振替機関の参加者 (主に金融機関)口座間で決済が実行されるようになりました。(尚、電子CPに加え、従来の手形CPの発行も可能です。)
- (2) 電子CPの導入のメリットは以下の通りです。
 - DVP決済 (短期社債と資金の同時決済)の選択が可能であることから (DPV決済を選択した場合)決済リスクが低減されます。
 - 券面の輸送、保管が不要であることから、事務コストが削減されます。
 - CPは従来、手形の金額毎に流通していましたが、今回の電子CPではペーパーレスであることより、小口化した取引も可能となります。

2.電子CPの取扱い

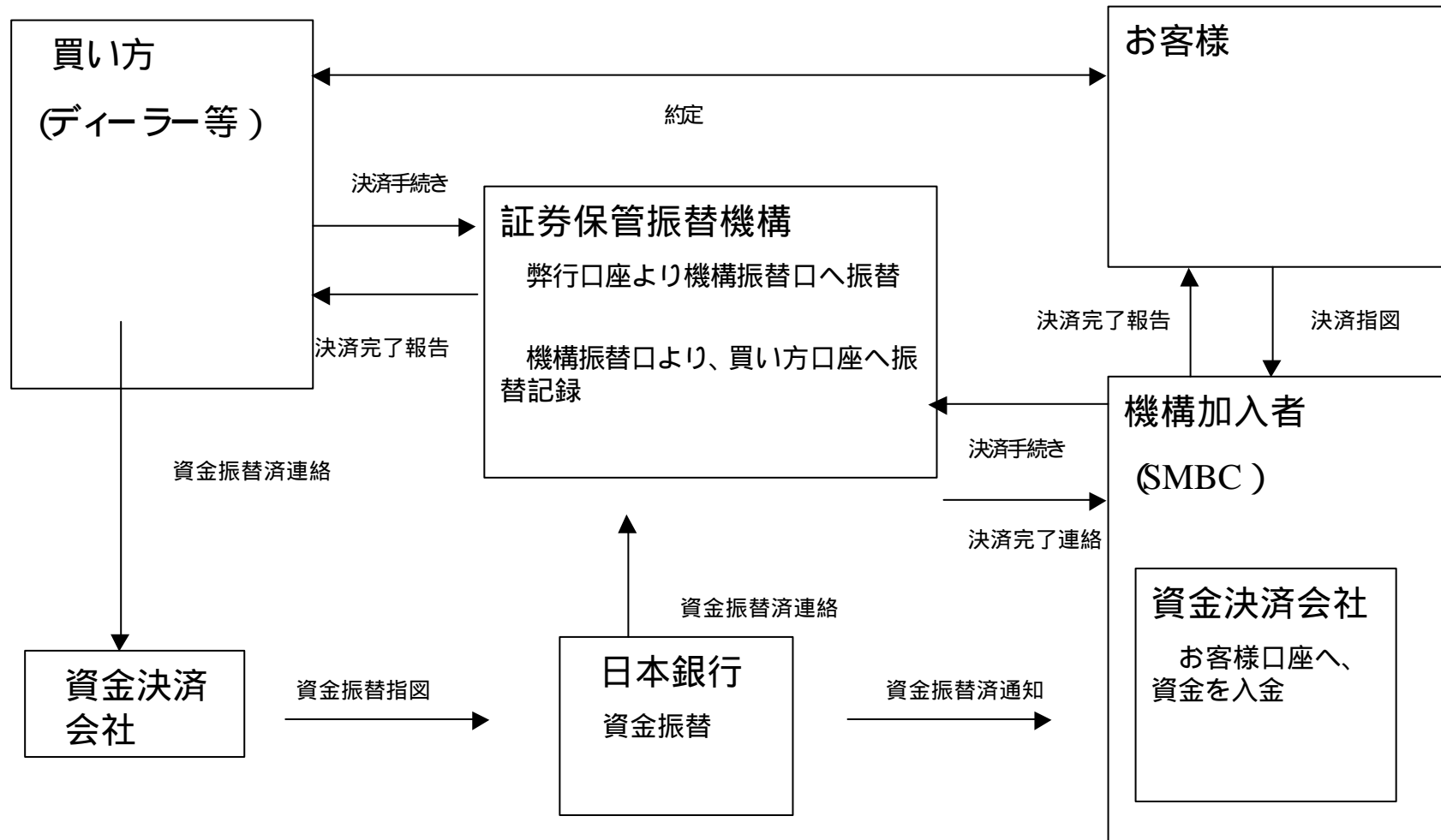
- (1) 電子CPは、(株)証券保管振替機構の電子CP口座を通じて行われます。
電子CPの取引には電子CPの口座を(株)証券保管振替機構に直接開設するか、電子CP口座を保有する銀行等に口座を開設する必要があります。
- (2) 資金は、日銀を通じて受渡しが行われますので、資金決済会社 (銀行等) に資金決済を依頼する必要があります。



【電子CPの取引スキーム (振替時 : 買いの場合)】



【電子CPの取引スキーム (振替時 : 売りの場合)】



【電子CPの取引スキーム (償還時)】

